

里親が行う養育に関する最低基準

○自立支援計画の遵守（第10条）

- ・里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

◇児童相談所運営指針

（里親への情報提供）

- ・里親に子どもを委託する場合には、委託児童の担当者が里親、委託児童及びその保護者の意見を聴いて、自立支援計画を作成し、里親に交付すること。

